

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託実施要領

1. 概要

(1) 業務委託名

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務

(2) 業務の目的

本業務は、持続可能な公共交通網の維持・確保に向け、「地域公共交通計画」の改定に資する実態調査を実施し、本市が目指すべき公共交通のあり方を検討することを目的とする。

現在の利用実態や移動ニーズを多角的に把握・分析することで、地域交通が抱える課題を整理するとともに、将来にわたって持続可能なネットワーク構築に向けた施策の方向性を提示するものである。

この事業の実施にあたり、民間事業者の有する専門知識や技術を活用し、事業内容の品質の向上を図るため、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 委託上限金額

3, 6 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

(4) 業務の内容

地域公共交通計画策定を前提とした市内公共交通の利用実態や課題及び利用者ニーズを把握するためのアンケート等による調査等検討業務

※詳細は、「桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近2年間で市税等の滞納がない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、国や地方自治体の入札に関し、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でない者で

あること。

- (7) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第1項に規定する特定目的会社でない者であること。

3. 選定スケジュール及び優先交渉権者決定までの手順

内 容	日 程
公告	令和8年7月17日（金）
参加申請書一式受付	令和8年7月17日（金）～8月10日（月） 午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）
質疑の受付	令和8年7月17日（金）～24日（金） 午後5時まで
質疑の回答	令和8年7月28日（火）
第1次選考（実績書類選考）	令和8年8月12日（水）
第1次選考結果通知	令和8年8月17日（月）
辞退届（様式第6号）の提出期限 ※第2次選考（企画提案選考）を辞退する場合	令和8年8月17日（月）～8月19日（水）
第2次選考（企画提案選考）	令和8年8月25日（火）
第2次選考結果通知	令和8年8月28日（金）予定
契約締結	令和8年9月上旬

4. 申請書配布期間及び場所

(1) 配布期間

7月17日（金）から8月10日（月）午後5時まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページ

<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/koukyou/sakuraitsiikikokyokotukasseikasaiseikyogikai/9921.html>



5. 質疑についての事項

仕様又は要領に関して質疑がある場合は、質問書（様式第5号）に質疑内容を記入のうえ、そのファイルを添付して、下記フォームから提出すること。

(1) 提出締切

7月24日（金）午後5時まで

(2) 提出先

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託プロポーザルに関する質疑
の受付フォーム

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41779



(3) 質疑に対する回答

質問書の内容及びその回答内容については、7月28日（火）に桜井市ホームページ、本プロポーザル実施に関するページ内において掲載する。その際、質問者の素性は公開しない。

回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。

6. 提出書類に関する事項

（1）提出書類

① 参加申請書（様式第1号）

② 会社概要（様式任意）

※会社概要、営業所、連携会社、業務内容等を参加申請書提出時点で簡潔に記載すること。また、会社概要パンフレットの添付も可とする。

③ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の書類。ただし、複写は認めない。

1. 印鑑登録証明書（発行後3カ月以内のもの）

2. 登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）

3. 次のいずれかの直近2年分の納税証明書

a. 桜井市内事業者

市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税

※ 桜井市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含むものとする。

b. 桜井市外事業者

その3、その3の2又はその3の3

※国税納税地を管轄する税務署で発行すること。

④ 業務実績調書（様式第2号）

⑤ 業務執行体制調書（様式第3号）

⑥ 企画提案書（様式第4-1号・4-2号・4-3号、各3枚以内）

⑦ 業務工程表（様式任意、A4用紙片面1枚以内）

⑧ 見積書（様式任意、A4用紙片面1枚以内）

※合計金額のほか、仕様書全ての業務（企画提案書の内容を含む）に基づき、積算内容等を具体的に記載すること。

（2）提出方法

持参または郵送。郵送は書留に限る。

※郵送の場合は、封筒の表に「桜井市地域公共交通実態調査等検討業務」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

（3）提出場所

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局（桜井市役所3階市長公室行政経営課内）

（4）受付期間

7月17日（金）から8月10日（月）午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

※ 郵送の場合は8月10日（月）正午必着とする。

（5） 提出部数

社名入り：1部、社名無記名：5部

※ 使用する印鑑については、桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者については登録した印鑑を、それ以外の者については、提出資料の印鑑登録証明書に記載した印鑑を使用すること。

7. 選考方法

（1） 第1次選考（実績書類選考）

申請者から提出のあった参加申請書等について「桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」に基づいて、事務局で書類審査を行い、おおむね上位3者が第2次選考に参加するものとする。

ただし、プロポーザルの提案者が3者以内である場合は、6.提出書類に関する事項（1）提出書類を確認のうえ、第1次選考を省略し、第2次選考において実績書類選考及び企画提案選考による審査を実施できるものとする。

（2） 第2次選考（企画提案選考）

第1次選考を通過した者の企画提案書等について「桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」に基づいて、桜井市公共交通実態調査等検討業務委託業者選考委員会で審査を行う。

① 実施日：8月25日（火）

② 実施場所：桜井市役所内会議室を予定

※①及び②の詳細については8月17日（月）に通知する。

③ 実施内容：プレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）

※プレゼンテーションには提出済みの企画提案書等のみ使用できるものとし、資料の追加は認めない。

④ 出席者：業務執行体制調書（様式第3号）に記載の総括責任者（必須）および担当者を含む3名以内

8. 審査基準及び配点

（1） 審査委員

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託業者選考委員会設置要綱に基づき、桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託業者選考委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課の5名で構成する。

（2） 審査項目

別紙、「桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」の通り。

(3) 審査結果の通知

第1次選考（実績書類選考）および第2次選考（企画提案選考）の結果については、全ての申請者に対し、電子メールにて審査結果を通知する。

(4) 審査結果への疑義

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（土・日曜日及び祝日を除く）以内に、選定しなかった理由の説明を書面により求めることができる。

9. その他

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等の提出期限以降における再提出は認めない。
- (4) 業務執行体制調書（様式第3号）に記載した配置予定者を変更、追加することは認めない。なお、受注後の業務実施にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はこの限りではない。ただし、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について発注者が求める資料を提出し、了解を得る必要がある。
- (5) 提出された提案書等は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、その全部又は一部を公開することがある。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
- (2) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合
- (3) 「2. 参加資格」を満たさなくなった場合
- (4) 見積書の記載金額が委託上限金額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) その他、失格事項に相当するものと発注者が判断した場合

11. 契約の締結等

- (1) 審査の結果により選定された優先交渉権者と契約締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点提案者と当該契約の交渉を行う。
- (2) 参加事業者が1者であっても審査を実施し、選考委員会において、その提案内容が選考基準を満たすと認められる場合は、その参加事業者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 契約にあたっては、優先交渉権者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第随意

- 契約を締結する。なお、その際、選定された者はあらためて見積書を提出すること。
- (4) 契約にあたっては、桜井市契約規則（昭和44年規則第3号）に基づくこととする。

12. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 桜井市大字栗殿432-1

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局(桜井市役所3階市長公室行政経営課内)

電話：0744-42-9111（内線1262）